II 相談・苦情受付事例

[※]掲載事例は実例をもとにしておりますが、個人情報の保護等に十分配慮して記述しております。

1 国保連受付事例

(1) 介護サービスの内容・不足

① 訪問介護

No.	申立者	相談苦情内容	対応結果
1	子	母のは、 は要ので、ないので、 は要ので、ないので、 で、スを者が、 で、スを者が、 で、スを者が、 で、ないので、 で、スを者が、 で、スを当び、 で、スを当び、 で、スを当び、 で、スを当び、 で、スを当び、 で、スを当び、 で、スを当び、 で、スを当び、 で、スを当び、 での発言での発言でいた。 で、のかった。 で、のかった。 で、のがまで、 でのののので、 でのので、 でのので、 でのので、 でのので、 でのので、 でででで、 ででででででででで、 でででででででででで	介護とはではしている。 では関係保にではしている。 では、生業は、のででは、ですがです。 では、としているではです。 のでは、では、では、では、では、ででです。 ででは、では、では、ででです。 ででは、では、では、では、では、ででです。 ででは、では、では、では、では、では、できでででででででででででででででででで
2	-	母は要介護5で1日3回訪問介 護サービスを移りにかへルパマきないためへルパマきないためへルパマもなが、ではで変換をではですがしたのではでですができるです。 16日にずがりないではではではではではですができるですができるです。 がいるがではではできなができまれずではできなができまれずでできなができます。 はできなができまれずではできなができますができなができます。 で対しているのかができまなができます。 で対しているのができますができないではできないではできないではできなができます。 で対しているで対応できます。 は、本来ならで対応したとのことができます。 で対応したとのことができます。 で対応したとのことができます。	本会の苦情申し立てについて、サービスの質の向上を目的としており、訴訟を予定している事案や、損害賠償等責任の確定や処罰を求める事案は対応していないことを説明した。 事業所との話し合いの結果、納得できないようであれば再度相談したいとのことだった。

		事業所と本日話し合いをした際、ようやく統括マネジャーが謝罪にきた。もっと早い段階で責任者が謝罪にくるべきではなかったのか。母を施設に入所させるつもりはなく、また、私の仕事も忙しいので、事業所はケアプランどおりにヘルパーを派遣し、安心してサービスを利用できるようにしてほしい。また、事業所に損害賠償を求めたい。	
3	3	母は訪問介護を利用していたが、 体調不良にて医療機関に入院した。 退院が決まり、再び訪問介護事 業所にケアマネジャーを通じて サービスの再開を依頼したところ、 ヘルパーが不足しているためサー ビス提供ができないとのことだっ た。事業所はこのような理由でサー ビス提供を断ることができるのか 教えてほしい。	事業所はヘルパーの人員不足などサービス提供ができない正当な理由があれば、サービスを断ることは可能である旨伝えた。サービス提供の地域の状況については、保険者もしくは地域包括支援センターに相談されてはどうかと助言した。なお、現在ケアマネジャーが新しい事業所を探しているとのことだった。
4	3	まれた。 おいのでは、してきない。 では、いいでは、といった。 では、いいでは、していいで、といった。 では、いいでは、していいで、といった。 では、いいでは、していいで、といいでは、いいで、での、の、では、いいで、での、のので、のので、のので、では、いいで、でで、で、いいで、で、いいで、で、いいで、で、いいで、で、いいで、で、いいで、で、いいで、で、いいで、で、で、いいで、で、いいで、で、いいで、といいで、といいで、で、いいで、で、いいで、で、いいで、で、いいで、で、いいで、で、いいで、で、いいで、で、いいで、で、いいいで、いいで、いいで、いいで、いいで、いいで、いいで、いいで、いいで、いいで、いいで、いいで、いいで、いいで、いいいいいい	損害賠償については、本会では 介入していないことを説明し、事 業所と利用者の当事者同士の話し 合いになる旨伝えた。

5	本人	私は要介えている。 では、このでは、まました。 を利用していだらかが、ままして、は、ままで、ままで	相談者が見に電話したとの業のでは、事業所にとの事業のに、事業がは、事業がは、事業がは、事業がは、事業がは、事業がは、事業がは、事業がは

② 通所介護

No.	申立者	相談苦情内容	対応結果
1	ケアマネ ジャー	私はケアマネジャーであるが、 担当している利用者からデイサー ビスに相談員がいないため、相談 ができないと不満を訴えられた。 私が事業所に電話しても、「相談員 は同法人の別のデイサービス事業 所にいる。」と言われ、連絡が取れ ない状況である。事業所に相談員 が適正に配置されているのか確認 したいがどうすればいいのか。	本会の苦情受付業務について説明し、デイサービス事業所の指定監督権限のある市に相談するよう伝えた。 なお、本会から市と県に情報提供することも可能である旨伝えた。
2	3	母がデイサービスの送迎車から 降りる際、転倒し骨折した。まだ 事業所と損害賠償について話し 合っていないが、具体的に賠償の 範囲や請求できる内容を教えてほ しい。 なお、行政による損害賠償の相 談窓口やこうした案件を取り扱っ ている弁護士の数を教えてほしい。	本会では損害賠償の相談は取り扱っていない旨説明し、事業所と直接話合うよう伝えた。 なお、行政も直接損害賠償や民事訴訟には介入していないため、事業所との話し合いに納得できない場合、市町村の弁護士無料相談や法テラスに相談されてはどうかと助言した。

③ 短期入所生活介護

No.	申立者	相談苦情内容	対応結果
1	他の家族(孫)	祖母は要介護3で、ショは、ショは、「先日でいる。祖母は、「知母はでいる。祖母は、「知母は、「知母は、「知母は、「知母は、」ののでは、「といった。」のでは、または、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	し利には、当問事と、 は、 ので、実がか苦いとがあるというでは、 をこれるのでのであるがあるで知られるので、 のでのでのであるにしていた。 でのでのでは、 をしるったのとのでのでいた。 をこれるのででは、 をこれるのがは、 をこれるのがは、 をこれるのがは、 をこれるのがは、 をこれるのがは、 をこれるのが、 をこれるのが、 をこれるのが、 をこれるのが、 をこれるのが、 をこれるのが、 をこれるのが、 をこれるのが、 でいたがいいが、 でいたが、 ででがいるのが、 ででがいるのが、 ででがいるのが、 ででがいるのが、 ででがいるのが、 ででがいるのが、 ででがいるが、 ででがいるのが、 ででが、 でががが、 でがががが、 でががが、 でががが、 でがががががががががが
2	サービス事業者	利用者の家族が利用当初から頻 繁に苦情を訴え、その都度対応していたが、次第に苦情内容が職員や管理者に対する誹謗中傷のよ対な内容になってきた。苦情にのさまる改善策に納得ができないがまとで、家族との話し合いがまとさかった。 当事業所が信頼できないとのようなかっぱいでサービスは立てとが、国保連に苦情申し立てをするかもしれない。	当該利用者家族から苦情申し立てがあり、本会苦情処理委員会にて内容を精査し受理した場合、必要に応じ事業所調査を実施することになる。その際には、連絡する旨伝えた。
3	配偶者	夫は要介護 4 でデイサービスを 週に 4 回とショートステイを見っているが、したのと多く利用しているが、したれも 日 1 日利用しているが、したれも 日 2 で物のにも多く利用したれも 日 3 ののではないにも が出動したことがあるのではないだろのままだと自分がではないが、この介護を にも分ができなくなる。	ケアマネジャーにショートスティの利用を増やせない理由を確認し、当該事業所だけではなく、近隣施設も当たってもらえるよう相談されてはどうかと助言した。 なお、本会の苦情申し立てについて説明したところ、ケアマネジャーの説明に納得できないようであれば苦情申し立てを考えるとのことだった。

4 他の家族 祖母は要介護 2 で認知症はなく、 (孫) 月1週間以上ショートステイを利用している。 祖母は母と面会した際、「夜勤の

祖母は母と面会した際、「夜勤の職員に首を絞められた。」と訴えた。母が日勤の職員にその旨を話し、施設側が当事者の職員に確認したところ、「祖母が転びそうになったので抑えた。」とのことであったが、今後、その職員は祖母のケアに入らないようにするという。夜勤の職員が1人なので事実関係は母のからないが、その職員は普段とわからないが、その職員は普段とわからないが、その職員は一調であるため日常的にそうしたことが行われているのではないか。

また、過去にも、祖母のベッドにつけられている徘徊センサーが頻回に反応するため、祖母はその職員から怒鳴られたり、掛布団をはがされたり、タオルケットを投げつけられたり、また、朝のち時からホールに車いすに座らされたま放置されたりしたという。したまはケアマネジャーに相談したが、施設には苦情としては訴えなかった。

現在、ケアマネジャーと相談し 他の施設を探してもらっている。 自分は、正月に実家に帰ってきて 母からそうした話を聞き、祖母が 心配で国保連に電話した。他には まだ相談していない。 高齢者虐待が疑われるため、本 会から市町村担当課に通報するこ とした。(内容及び氏名等相談者了 解済み)

なお、市町村に情報提供したところ、本件および当事業所に関する類似の情報はなく、担当ケアマネジャーに対し事実確認を行い、適切に対応するとのことだった。

④ 居宅介護支援

No.	申立者	相談苦情内容	対応結果	
1	本人	私は85歳で白血病の母(要介護3)を介護しているが、私自身も要介護3で悪性関節リウマチを患っており、母子で訪問介護が同りでいる。最近は私の体調がこれないため、現在のサービス備に加え有料でもよいので朝食の準備でい物等のサービス利用についいる相談や、母のケア等についいる相談やしたいのだが、担当ケアマはい。	ケアマネジャーの変更については地域包括支援センターに相談するよう助言したところ、以前に「介護保険以外のことは対応できない」と言われたとのことで、不信感を持っているようであった。相談者は電話口で激高しており、話の最後に氏名と電話番号を告げ「呼吸が苦しくなったから」と言い電話を切った。本会から相談者への回答はせず、本件について再度相談者から電話があった場合にその都度対応することとした。	

	1	I	1
		事業所は人材不足であり役に立たない。このようなことがあってよいものなのか。国保連から市になぜ電話に対応しないのか聞いてほしい。	
2	本人	担当からいた。 担当からとされていた。」 を不としていか、とからのというので、きれいののででででででででででででででででででででででででででででででででででで	地域の介護サービスの利用に関して、実情を知り得ている地域包括支援センターに相談されてみてはどうかと助言したところ、了解された。 また、相談者は介護サービス以外に、自分の病気や家庭環境等の不満を話したため傾聴した。
3	子	現在週2回利用しているデイサービスを週3回に増やしたい。ケアマネジャーに以前から要望し、夏に仮予約をしていると言われたが、いつまでたっても利用できない。デイサービスに直接話してもケアマネジャーを通してほしい。相談に乗ってもらえない。利用できるように働きかけてほしい。市にも相談したが対応してもらえなかった。	居宅介護支援事業所の管理者に 相談し、担当ケアマネジャーを交 代してもらうことも可能であると 説明したが、交代は望んでいない ようであった。地域のサービスの 状況について情報があると思われ る地域包括支援センターを紹介し た。なお、相談者は興奮状態であり、 本会からの説明等を理解させるの が困難な状況であった。

4	本人	担当ケアマネジャーに相談した いことがあるが、そのケアことがあるが、そのケアことに があるが、その外のこまた、 ジャーは「介護保険以外のこまた、 そのケアマネジャーは「印鑑ないと言っないと言うないと言うに来るが ら」と言い方にもらいに来るが 言い方にもある。ケアへの 言い方にもある。ケアへの 言い方にもある。ケアへの 言い方にもがある。ケアへの 言い方にもがある。 ジャーが来訪するとがからない。 でのようなケアマネジャーに謝 またがのようながい。 またがのようながい。 であるがい。	相談者は、上記以外にも市や事業所に対する不満を述べたので、傾聴のうえ、関係機関に情報提供することを伝えた。
5	サービス事業者	で表示のでは、 一世のでは、 で表示である。 である。 である。 でもれたことの でもれる。 でもいした。 でもいした。 でもいした。 でもいした。 でもいした。 でもいした。 でもいした。 でもいした。 でもいした。 でもいした。 でもいした。 でもいした。 でもいした。 でもいした。 でもいいのでののの でもいいのででは、 では、 では、 では、 でもののの でもいし、 でもののの でもいし、 でもののの でもいし、 でもののの でもい。 でもいいのででは、 でもいいのででは、 では、 でもののの でもののの では、 でもののの でもののの でもの。 でもの。 では、 でもののの でもの。 では、 では、 でものののででは、 では、 では、 では、 でもののででは、 では、 では、 では、 でいいのででは、 では、 でいいのででは、 でいいのででは、 でいいのででは、 でいいのででは、 でいいのででは、 でいいのででは、 では、 でいいのででは、 でいいのででは、 では、 でいいのででは、 では、 でいいのででは、 でいいのででは、 でいいのででは、 では、 でいいのででは、 でいいのででは、 でいいのででは、 でいいのででは、 では、 でいいのででは、 でいいのででは、 でいいのででは、 でいいのでは、 では、 でいいのででは、 でいいのででは、 でいいのででは、 でいいのででは、 でいいのででは、 でいいのででは、 でいいのででは、 でいいのででは、 でいいのでいいのでは、 でいいのでいいのでいいのでいいのでいいのでいいのでいいのでいいのでいいのでいい	利用者の希望による居宅介護支援事業所の変更は特に問題ないので、当事者間で話し合い、利用者のサービスが途絶えることのないよう、現在の担当者とケアプランを引き継ぐよう助言した。

6	本人	正2 12 13 14 15 16 16 16 16 16 16 16 16 16 16	相談者は地域であるが、これでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、
7	3	母は施設に入所し、父は自宅で介護サービスを利用している。父の介護が大変なのでサービスを増やしたいが、ケアマネジャーが説に対応してくれない。町の介護保険担当課に相談しても、自分は、精神障がい者なので、精神障がいる自分は働けない。障がい者就労支援にて仕事を紹介されたが、父の介護があり働けなかった。	電話相談時不安定な精神状態であったため、申立者の話を傾聴し、相談内容をケアマネジャーに伝えることで了解された。 担当ケアマネジャーに情報提供したところ、ケアマネジャーの話では、二男(相談者)は父親の介護に関し、直接係わっておらず、長男と介護サービスについて相談している。現在、母親は介護老人保健施設に入所している。

父の介護サービスを増やすには 父親は要介護3で在宅介護サー どこに相談すればいいのか。兄と ビスを利用しているが、サービス 同居しているが、兄は仕事をして に過不足はないとのことだった。 いるため父を介護できない。 実際に介護しているのは長男なの で、父親の介護が就労できない理 由には当てはまらないと思うが、 就労がうまくいかなかったことが ストレスになり精神状態を不安定 にさせている恐れがあるため、二 男を担当している相談支援事業所 の相談員に情報提供するとのこと だった。

⑤ 地域密着型サービス

No.	申立者	相談苦情内容	対応結果
1	その他	市に対し、グループホームの対応に苦情を訴えても、利用者や契約者ではないから対応できないと言われる。市では、国保連のマニュアルに沿って苦情対応しているとのことだが、なぜ他の家族では苦情申し立てできないのか。	本会では介護サービスの苦情申しなった。と思うでは、からいいでは、また、は、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ない

⑥ 介護予防サービス

No.	申立者	相談苦情内容	対応結果
1	本人	私は要支援2でデイケアを利用している。 最近、要介護にも要支援にも認定されなかった人がデイケアにリハビリを受けにきている。20人のいで3時から5時まで2時間りので3時から5時まで2時間場所を占領している。また、を開こうとしたり、会の名前を付けて人を増やそうとしたりしている。	要介護認定で非該当と判定され た方等を対象にした介護予防事業 があり、市町村が実施主体となっ ている。そうした方々に場所を占 領され困っているのであれば、施 設に直接話すかケアマネジャーに 相談されてはどうかと助言した。

	自分は月9.000円利用料を支払っているのに、その人たちは年会費 1.000円で利用している。なぜそんなに安いのか。市に聞いても「市では一切関わりない。」と言われた。	
--	---	--

⑦ 介護老人福祉施設

No.	申立者	相談苦情内容	対応結果
1	子	母は特別養護老人ホームの個室 に平成 14 年から入所している。昨 年から生活保護を受けているがる のだから、他の多味を受けているがる のだから室ができるとのがの多ながら るため個室と言われた。施設からなりの るためのではないがらいる はず室ではいっているがでいる からはずでではいっているがでいるがでいるがである。 ではいるができない。 ではいるがであるができまれたがであるがである。 ではない。 ではいるがであるができまれた。 ではない。 ではいるができまれた。 ではない。 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	個室の利用に関しては施設との 契約によるものなので、当事者同 士で話し合うよう伝えるとともに、 多床室に移動した場合、母親の様 子観察等をケアマネジャーに相談 するよう助言した。

⑧ 介護老人保健施設

No.	申立者	相談苦情内容	対応結果
1	子	家族が介護老人保健施設に入所しているが、施設側に入所家族のカルテや介護記録を提示するよう求めても応じてもらえない。 家族であってもそれらの書類を見ることはできないのか。事業所にそれらの書類を提示するよう指導してほしい。 なお、入所者本人は認知症を発症している。	通常、家族であればカルテや介護記録等は求めに応じて提示すると思われるが、それら書類の取扱いや閲覧手続き等については施設によって異なっている旨を説明した。 また、本会の苦情処理業務について説明し、施設の指導監督権限は市にあることを説明した。 相談者は、市に本件内容を相談するとともに、何かあれば再度本会に相談するとのことであった。
2	子	母は介護老人保健施設に入所していたが、施設の看護師から家族に対し暴言があったため、謝罪を求めたい。	本会では介護サービスの質の向上を目的としており、事業者に対し謝罪や責任を求めるような案件は介入できない旨説明したところ、了解された。

施設にその旨を要求したが、直接看護師本人からの謝罪ではなく、管理者の施設長と看護師長からの謝罪であったため納得できない。施設が当該看護師をかばっている。

法テラスに相談したところ、「暴言は犯罪であり、謝罪を求めることや損害賠償も可能である。」と言われた。

また、施設に対し今までも多くの苦情を訴えてきたため、私に対する職員の態度が変わった。施設からクレーマーと思われていただろう。日用品代1日100円の請求も納得できなかったため決算書を見せるよう要求したが応じないを見けるが、結局日用品代は支払わ医院とのた。現在施設を退所しているが、施設に戻るつもりはない。

なお、本件内容の相談先として 市町村の弁護士無料相談を紹介し た

(2) 利用料

No.	申立者	相談苦情内容	対応結果
1	子	親かいるない。 親かいらいというでは、 大陰ではは、 大陰でいらいしわるが、 大陰でいらいしわるが、 大陰でいらいしわるがったるないを 大陰でいらいしわるがったののいしたが、 大陰でいらいしたが、 大陰でいらいしわるがったのかであいたののいしわるがのでははでははではではではではでいるがである。 大陰でいらいしたが、 大陰でいらいしたが、 大陰でいらいがであるがであるがであるがであるがであるがであるがであるがであるがであるがである	本会では介護サービスに関することを説明して、介にでは、介護サービスに関することを説明した。 では、一世のは、一世のは、一世のは、一世のは、一世のは、一世のは、一世のは、一世の

2	本人	特別養護老人ホームを利用しているが、利用料や居住費及び食費は施設が勝手に決めていいのか。また、テレビ代等について施設が膨大な金額を請求してもいいのか。	介護保険の利用料は要介護度ごとに異なり、介護保険法で定められている。居住費や食費及び日用品教養娯楽費等は施設によって異なるが、特別養護老人ホームの費用については県の許認可を受けているので一般的な金額であると思われると説明した。
---	----	---	---

(3) 保険料

No.	申立者	相談苦情内容	対応結果
1	子	私は年金収入が年間 150 万円であるが、介護保険料約 10 万円、国民健康保険料約 20 数万円、固定資産税等、合計 70 万円支払うと半分くらいしか残らない。また、震災後息子家族と同居を始めたので、世帯収入が増え様々な控除が受けられなくなった。生活費は息子家族とは別々なので、残りの年金で生活していくのは厳しい。	傾聴し、具体的に相談される場合、市町村担当課に問い合わせるよう伝えた。
2	중	私たち家族は、東日本大地震で被災し、被災地から当市に転居してきた。 父親が今月亡くなったが、市から父の介護保険料を納めるようにと督促された。父の介護保険料は、1年分を分割して払っており、今年の分の残りの保険料が未納とのことだった。父が亡くなったのに支払わなければならないのか。	本会は介護サービスに関する相談苦情を受け付けており、保険料に関しては、保険者に相談するよう伝えた。 なお、相談者は被災し、家も財産もすべて失い生活が苦しいと訴えていた。

(4) その他

No.	申立者	相談苦情内容	対応結果
1	サービス事業者	私たちは老人施設に勤めているが、今月末に施設の統合により解雇される。施設の入居者は精神障がいや認知症の方が大半で、生活保護受給者や身寄りのいない人、家族と疎遠の人が多く、施設に居住し、同法人のデイサービスや訪問介護を利用している。	職員からの内部告発等を受け、 本会が直接事業所を調査指導する 権限はないことを説明し、指導監 督機関に情報提供することはでき る旨伝えた。一旦考え事業所名を 明らかにする場合は電話連絡する とのことだった。

要支援2の入居者に、介護保険 を利用して20万円する入浴用のリ クライニング車いすを購入しても らったが、実際そこまで高機能で なくても現在デイサービスで利用 しているバスチェアで十分である。 本来、福祉用具は居住施設での利 用のはずなのに、実際居住施設で は入浴せず、デイサービスにて利 用し、そのままデイサービスの浴 室に置いている。個人で購入した ものが、デイサービスの備品のよ うになっており、他の利用者も使 用している。その他、福祉用具貸 与の感知センサーも使い回してい る。家族や後見人のいない入居者 は施設で金銭管理しているが、そ うした入居者に福祉用具を購入さ せている。また、障がいの程度に よっては通帳を確認させてもらえ ない入居者もいる。 入居者の担当ケアマネジャーは 訪問に来ることはなく、ケアプラ ンを見たことがない。 本会は介護サービスに対し相談 2 了 母親が相続した父の遺産を姉が 搾取しており、高齢者の経済的虐 苦情があった場合、事業所に対し 待であると市や地域包括支援セン 調査指導を実施している旨説明し ターに相談しているが、受け付け た。なお、本件のような相続に対 てもらえない。 する不満については、市町村が開 今年の1月まで母親と暮らして 催している弁護士無料相談がある いたが、現在、母は自分の不動産 旨伝えた。 地域包括支援センターに本件に であるアパートの一室で生活して いる。姉はその不動産も搾取した。 ついて確認したところ、「1,2年 1月に保健師等立会いのもと家族会 くらい前から母親の認知症や介護 議をしたが、姉の言い分ばかりと 予防の件で相談があったが、母親 おるような会議であった。 は認知症ではなかった。また、長 また、母は要介護認定を受けて 女の経済的虐待の事実もなく、母 いないが、その申請も母や姉でな 親が長女に財産の管理を依頼し、 ければ受付しないとのことだった。 母親の方が二女(相談者)から離 れたようだ。相談が遺産相続の分 相談を受け付けるように働きかけ てほしい。 配に対するものだったので、家族 や弁護士等と相談するよう伝えた。 相続は弁護士が入り平等になるよ う分配し、決定したようだ。」との ことだった。

3	3	全球の では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	話し合いの場で「サ高住」の賃貸住宅の契約についても確認するよう助言した。なお、賃貸住宅の契約になるので消費生活センターも相談窓口になることを伝えた。
4	保険者	市内ののは、	苦情処理委員会及び県との業務 連絡会議にて相談内容を協議した。 本会からは当該市に対し、「市と して指導監督権限はないが、に伝え の声としてあると思われる。 振興局しい。」とでは原則るとのは引きしてはの声とは引きでは原則るとのの なお、本会では原則るいら しているいといるい旨説明 した。

5	- 子	父は医療機関に入院していた。 自宅には介護する人が誰もいない ため、父一人では危ないのでにも ないようにとお願いしては退院 かかわらず、医療機関では退の日の せて自宅に帰した。その日のた。 父は風呂に入ったまま亡くったと 近所の人が様子を見に行ったと ろ、浴槽内で亡くなったと ろ、発見したとのことであった。 医療機関はどうして父を自宅に 帰したのか。その日自宅に帰し いなければ父は だのではないか。	本会の苦情処理業務について介護サービスを対象にしている旨説明し、医療機関の相談窓口に直接確認するよう伝えた。
6	サービス事業者	本ので、ののたうい鍵がた自場言が長て性、しているで、ののの流過のでは、このははいけます。 を関すいがは、できないでででででは、大きないけまででででありますができます。 をできますが、たっては、できないがは、できながしたがでででありますができます。 をできますが、たっては、できないがは、できなが、できながしたができますが、できないがいけますが、できないがいでであります。 をできますが、できないが、たらない、できないのでは、できないができますが、たらがのは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、この	職員からの告発による事業所の 指導は本会で対応できないことを 説明し、監督機関である振興局に 相談されるよう助言した。 なお、本会からも関係機関に情 報提供できる旨説明した。

7 他の家族(孫)

祖母は要介護5で認知症を発症しており、心臓ペースメーカー植込み状態であった。住宅型有料老人ホームに1年半ほど入所していた。

夜中に祖母が心肺停止状態であ るとの連絡を施設から受け、施設に 向かった。手続き等で死亡診断書 が必要であったが、協力病院の担当 医師は朝にならなければ訪問でき ないとのことだったので、その間施 設で待機していた。その後、当該医 師は学会で不在であり、来所できる 時刻は不明であると職員に告げら れた。同日の午後6時頃に当該医 師が来所し、死亡診断書を作成して もらったが、その際には通常必要と 思われる検死もしていなかった。ま た、当該医師が来所するまでの間、 家族は施設で待機し続けなければ ならなかった。さらに、祖母の死亡 に至る経緯を示すよう施設側に求 めていたが、提示されたのは20日 後であった。

担当医師不在時の対応、施設側の 判断、謝罪、文書提示の遅さ、今後 の対応策等についての不満があっ たので、県を訪問し相談したとこ ろ、当該施設を訪問するとのことで あった。

県に電話をし、施設訪問時の内容 を聞いたところ、特段の問題はない との認識であった。

本事案について、施設側に問題 意識はなく、調査した県担当者も特 段の問題はないと思っているよう であるが、このような対応でいいの か。個人的には納得できない。 住宅型有料老人ホームに対する相談・苦情は、本会の指導・助言の対象外であることを伝えたうえで、相談者の話を傾聴した。なお、話をした県の担当者は、施設訪問をした担当者ではなかったので、再度施設訪問をした県の担当者と話をしてみるとのことであった。

また、最初に本件内容を県に相談したのは相談者の兄であり、その兄は現在、体調を崩しているとのことであった。

8 サービス 事業者

私は、住宅型有料老人ホームの 従業員である。なお、当施設には 通所介護事業所が併設している。

当施設の管理者は、医療機関での受診が必要と思われる利用者を受診させずに悪化してから受診させている。先日も利用者が転倒し、転倒後すぐに痛みを訴えているのに管理者は受診の必要はないと判断し受診させなかった。結局、数日後、動けなくなってから受診させなかった。 管理者は医師でも看護師でもないのに、「湿布しておけばいい。」と言ってすぐに受診させない。 住宅型有料老人ホームに関しては、振興局が監督権限を有していることを説明したところ、直接相談されるとのことだった。なお、本会は利用者からの介護サービお、の苦情に対応し、必要があれば事業所に調査・指導を行っている所に調査・指導を行って、関係機関に情報提供する旨伝えたところ了解された。

		他の数名の利用者も受診が必要なのに受診させずに悪化した。また、当有料老人ホームは定員13名であり、定員超過はしていないが2人部屋に1名入居し、個室に2名入居している。これは、基準違反ではないのか。	
9	중	母は昨年から「A 医院」に入院している。 ある一人の看護師の態度が悪く 患者に暴言を吐く。先日は、母と 同室の認知症の患者に「うるさい。 静かにしていろ。」と怒鳴りつけて いた。 また、私が洗濯した着替えを「汚い。」と言ったり、母の入れ歯をな くされたりした。 医院の看護主任に相談したが改 善されなかった。	本会は介護保険サービスの苦情に対応し、必要に応じ事業所に調査・指導を行っており、医療機関に関する相談は「県民医療相談センター」が対応している旨説明したところ、了解された。
10	サービス事業者	大学のでは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学の	町から、というでは、というであれば、これでは、これにというでは、いいいでは、では、いいいでは、では、いいでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で

2 市町村等受付事例

(1) 介護サービスの内容・不足

No.	申立者	相談苦情内容	対応結果
1	他の家族	家族が現在入院しており、明日 退院する。退院後すぐにショート ステイを利用できるよう希望して いたが、保険者に連絡するとショートステイの空きがないため対応困 難であると言われた。事前に聞い ていた話と違う。	本ののが説を施査兆いへが説している。 中中に望介の用たたてが予っま査た。立まてのョぐり約立て保保部では機合ど、出連が、シすお「中設勘明にはあった保認。めの連のいこと明イな困と、だりのでのはにないのであた。と、出連が、ショグが大大にのであた。と、出連が、がのでのが説を施査兆いへが説が、ド由説れののが対本をら、出連が、ドロのでのと、と、と明イな困と、たり、と明イな困と、たり、ショグが、ドロのでので絡医のと、出連が、ドロのでので明には利力が、ドロのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでので
2	ケアマネ ジャー	担当利用者は要介護 4 で脳出血による高次脳機能障害がある。アイケアを利用しているが、セクカラ(女性職員の体を触るのでとり、暴言が頻繁にあるのないた。場合では、大力では、大力では、大力では、大力では、大力では、大力では、大力では、大力	以前はデイサービスを利用していたが、セクハラがと経緯もある。サービスとで利用を断られた経緯もある・サービスと関係を開きませる。 サービス 他の利用者には、その利用者はいて、その利用者はでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、

しかし、その後事業所あてに家族の思いを綴った手紙を送ったようであり、その写しを事業所から見せられた。

内容は「高次脳機能障害という病気を理解してほしかった。」「(夫のセクハラ行為に対して)もう少し上手な対応があるのではないか。」「自分も電器屋を営んでいるが、サービス業として今回の対応はいかがなものか。」というようなものであった。

家族に手紙のことを確認すると、「本当は市役所にも手紙を出したかったが、ケアマネさんから伝えてほしい。このようなことがあったということを市役所にもわかってほしい。」と依頼されたので相談にきた。

介護者である妻は、夫の入院中に医療機関ともトラブルがあったり、住宅改修の際も苦情申し立てしたり、理想が高く厳しい方のようである。ケアマネジャーとしては、利用者の妻にいつも「忙しい。」と言われなかなかじっくりと話ができないと感じている。

状況を知ってほしいとのことだったので、ケアマネジャーからの相談を受理した。

なお、デイケアに確認したところ、所内で苦情処理を進めているとのことだったので、処理結果を報告するよう依頼した。

3 | 子

先日の夕方、小規模多機能型居宅介護事業所のサービスを利用者の腰が立た。「利用者の腰があた」との電話があった。帰宅後、本人に事情を聞くと、本人に事情を聞くと、本人に連れていかれると話した。その翌年を出した。その高熱を出したための高熱を出したための高熱を出したが、家田で連れた。で見が原のか出たが、のはおかられた。ですが、家田で対応をしているのか出りたい。

前のケアマネジャーにお願いしている時は、対応がよかった。今はこちらの事情を考えてくれず、事業所の都合でサービス制限等をかけられており、非常に困っている。これは利用者皆が感じていることだと思う。我々は事業所の言いなりになるしかない。

申立者は、介護保険の制度自体に不満がある様子であった。通院介助は小規模多機能型の通所サービスには含まれていないことを説明し理解していただいたが、サービス制限については理解を得ることは難しかった。相談者は実名を明らかにすることに同意したため、事業所に内容確認をすることとした。

事業所側の説明では、「腰痛は以前からのものである。」「発熱については、利用者は数日前から体調が良くなかったが、花見当日を示したが、なかったが、ためつである。本人が応をした。本人が応をした。本人が歩くことを希望した。ため介護員2人で歩行介助をしたための最後には小雨が降りははでいたが、発熱するほどの場でもといる。」とのその利用者は出ていない。」とのであった。

また、サービス制限等については「申立者の両親は、夫婦2名でほぼ毎日サービスを利用し、食事も3食提供している。宿泊も利用することがある。そのため、本来サービスを利用したい人が利用できない状況が実際に起きている。

事業所としても、利用者の要望に応えるために一生懸命対応しているが、もっと対応しろと言われても対応しきれない。通院介助については、対応することで事業の運営ができなくなることを施設利用の前に説明し、理解していただいているはずである。」とのことであった。

以上の、事業所側に内容確認したことを申立者へ電話で回答したが、理解を得ることが難しかったので、苦情として報告することで了承された。

4 本人

通所リハビリを利用していたが、 職員から心無い言葉を言われ、対 応に不満があって現在は利用をや めている。自分で車を運転して通っ ていて、歩行が困難であるため入 口近くに駐車していたところ、突 然駐車禁止だと言われた。きまり だということはわかるが、中身の ある説明や配慮、改善策がなく納 得できない。

週3回利用していて、都合が悪いときは連絡してすぐ振替利用できたが、3~4か月前からできなくなった。電話もなかなか担当職員につながらず、振替利用の話をしたくても「伝えておきます」というだけで直接相談できない。また、職員が利用者に対して「賞味財限の切れた人間」と言っているのを聞いた。

職員への教育や査察等はないのか。事業所からでも市を通してでもどちらでもいいので、しっかりとした説明がほしい。

市から事業所に説明を求めたり、 事実を調査したりすることができる旨伝えたところ、とりあえず事 業所から連絡がほしいと話された ため、事業所へ連絡し苦情概要を 伝えた。

後日、事業所が本人宅を訪問し、 説明と謝罪を行った。駐車場の問 題について、入口付近は緊急車両 の妨げとならないよう駐車禁止に していることを説明するとともに、 事務的な注意になり配慮が足りな かったこと、また、職員の心無い 言葉や対応についても謝罪したと のことだった。なお、振替利用が できなくなったわけではなく、体 制変更の関係で定員を超える心配 があったためすぐに返事ができな かった。担当職員への連絡がうま く繋がらないことも、施設内で問 題となっていたため、現在は直通 電話を設けたことを説明した。今 後、利用の際は一時的に入口付近 に駐車し、その後職員が車を移動 させる対応策を提示したが、本人 から「色々と積み重なったものも あるし、利用再開する気はなく、 もうこの件は終わりにしたい。」と 話されたとのことだった。

再度、市に本人から連絡があり、「事業所職員が自宅に来て話をし、また事業所に来てくださいと何度も言われたが、結局納得のいく説明ではなかった。「賞味期限の切れた人間」というのも、事業所から発言した職員を聞かれたが、個人を

			まぬるトスかフレーかる! セニ
			責めるようなことになるし、あえて言かなかった。」とのことだいことになった。当を認っていいのではいいではいいではいいではいいがある。当ながあるといいができないにいいのでは、「お願いします。」ととなっていいがある。」というではいいのでは、事業からはないではいいがあった。はないではいいがあるといいが、一というでではいい。」というでではいいが、一というでではいい。」というではいいが、一というではいい。」というではいいが、一というではいい。」というではいいいにはいいにいくとのことにいくとのことにはないました。
5	子	父が介護老人保健施設に入所しているが、その施設では、汚れた枕カバー(タオル)を洗濯しないでためている。衛生管理に疑問である。汚れがひどくなる前に交換してほしい。施設に改善を要求したいが、父が入所しているので、匿名を希望する。	施設の相談員に子からの苦情の背景と改善要求の内容を電話で伝え、文書で回答するよう指示した。また、当人は匿名で希望している当人へ内容を伝えることから、対応の結果は当局から得た。事業所から苦情処理付書のでは、改善内容を伝えるです。 事業がもいるではです。 事業がもいるではです。 事業がもいるではです。 事業がもいるではです。 事業がもいるではです。 を郵送されたのではできないがあった。 でするのではです。 でするのではいて、 でするのではいいでできないかできないかでできないかでであったができないができないがあった。 を関係しているではいいでできないがあった。 では、ではいるではいるではいるできないではいるではいるではいるではいるではいるではいる。
6	他の家族 (孫)	介護老人保健施設に入所中の祖 父が朝食中のホールで、落とした 物を拾おうとして車いすから転落 した。施設で整形外科へ搬送した が、手術が必要な状況のため総合 病院に紹介された。施設から連絡 があり、謝罪や詳細の説明もなく 病院に向かうように言われた。	治療費の負担については、施設との契約書にて契約内容を確認し、施設側と相談するよう助言した。また、指導監督権限のある県や、国保連合会の苦情相談窓口を紹介し了承された。

搬送に同行した職員や施設相談 員・ケアマネジャーに事情を聴い ても、「現地を見ていないからわか らない」と状況の説明がなく、謝 罪もないうえに、治療費について も相談の余地がないような話しぶ りであった。 施設側からの説明や相談がほと んどなく、事後報告が多いことに 不満を感じる。また、治療費を自 己負担しなければならないことに ついても疑問がある(施設内の事 故であるため施設が払うのが普通 ではないか)。 このような相談はどこにすれば よいか。

(2) 保険料

No.	申立者	相談苦情内容	対応結果
1	本人	「預貯金の残高」「有価証券」等の写しを添付して介護保険負担限度額認定申請書を提出するようケアマネジャーから話されたが、市からの説明等文書が何もない状態で財産について洗いざらい提出することに疑問を感じる。 県の機関から確認したいと思い電話をした。	特定入所者介護(予防)サービス費の支給要件の見直しが行われ、所得のほかに預貯金等の資産を勘案することとされた。介護保険負担限度額認定申請書とことであるとのことであった。 おいましたところ、市役所に当たって確認するとのことであった。 なお、申請書の提出に係る市の説明等文書があればよかったと思われる。

(3) その他

No.	申立者	相談苦情内容	対応結果	
1	きょうだい	相談者、利用者及びケアマネジャーの3名で来庁した。 利用者は、もともとアルコール依存の治療のために専門科に入院していたが、治療が完了したことから退院し、市内の有料老人ホームへ入所となった。	相談者の気持ちとしては、このような施設があることを知ってほしい、また指導等が出来るならば行って改善させてほしい、自分たちのような人が出ないようにしてあげてほしい、とのことだった。	

入所前に、施設側に対してケア 傾聴した上で、市に出来ること として、市内の施設一覧を提供し、 マネジャーよりアルコール依存症 で入院していた経緯等については 新しい入所施設を探すように助言 説明しており、病院からも治療や した。また、入所前に住所があっ 生活の様子等について情報提供さ た市町村に対し情報提供する旨を れていた。(酔いによるふらつき 伝えた。なお、相談者へ相談窓口 で転倒等を繰り返していたが、暴 の情報提供として有料老人ホーム 力や大声を上げる等他者へ危害を の苦情・相談窓口のチラシを提供 加えるようなことはなく、他患者 した。 ともトラブル等はなかったとのこ 後日、相談者から入所先が決まっ (ا た件と当該有料老人ホームから入 住所変更や契約等の手続きを済 所一時金が返金された旨、連絡が ませ、有料老人ホームに入所となっ あった。 た。入所日は特に問題はなく、就寝。 しかし、受診先の医療機関の件に ついて施設の看護師及び施設経営 者と意見の相違があった結果、退 去を求められ、入所日翌日に施設 退去となった。 契約違反に該当するような行為 はなく、退去は不当なものである。 施設の担当ケアマネジャーも、 退去は契約違反であると経営者へ 抗議したが受け入れられず、退職 となった。 県へ相談した結果、入所に当たっ ての一時金の返還等は県から話し ておくと言われたが、その後のこ とについては市役所へ相談するよ う助言を受けたので相談に来庁し 利用者は住所地特例者であり、 施設退所後は、兄のもとへ身を寄 せているが兄夫婦も高齢であるた め、入所施設を探す必要がある。 入所一時金を払ったがわずか一日 で退所させられたことから一時金 の返金も希望している。 認定調査の日程調整をするため 3 住宅型有料老人ホームに入所し ている母に転倒・転落事故があり、 に申立者が来庁したため、有料老 再発防止を求めているのに適切な 人ホームの指導監督の権限は県に 措置をとってもらえない。3度目の あり、相談があった場合は振興局 事故は骨折に至った。 を紹介することになる旨を説明し また、入居費用の値上げを書面 た。 で一方的に通告されたが、契約違 反ではないか。 施設長は、利用者や職員の意見 を聞き入れず、施設長の能力や会 社の体質に疑問がある。

3 国保連調査事例

(1) 退所後、何の説明もなくクロス張替え等の請求書が届いた

分類	申立者	利用者	事業者	調査方法
介護サービス	3	男性	認知症対応型 共同生活介護	文書・訪問調査

苦情内容

- (1) 退所 2 か月後、グループホームより請求書等が申立人あてに送られてきた。父が入居していた居室の壁の傷の修理費とカーテン購入費という名目である。送られて来た封書の中には、壁の傷の写真が同封してあり「(父が) おそらく爪でひっかき傷を無数に作って」という記述があった。カーテンについては写真も説明の文言もない。退所してから 2 か月以上も経って、このような形の請求が有効なのか疑問である。
- (2) 退所時には、施設側から父が破損したドアの修理費の請求があり、家族で負担した。しかし今回の請求については、事前の説明や承諾がないまま退所者名で修理を発注しカーテンを購入していること、さらにそれらに対して退所者名の領収書を調えていることは納得できるものではない。
- (3) 事前説明や承諾のない請求が可能だとすれば、施設側によるいかなる請求も可能になり、 次にどのような請求がなされるか家族に不安をもたらすものである。

対応結果

事業所では家族に対し、壁の修理とカーテン購入にかかる費用やその原因となる利用者の行動を十分に説明せず、家族の同意を得ないまま修理を実施し、その費用を家族に請求するなど、家族への説明と配慮を欠いた対応を行っていた。

また、事業者等調査票の回答について、過去の記録もなくあいまいな記憶を頼りにしたものがあり、事実確認ができなかった。

本事案への対応については、利用者との関係において苦慮してきたことは窺えるが、そのような状況改善のため事業所としての組織的な取り組みが不十分であった。

指導助言内容

(1) 家族への説明と同意について

日頃から利用者の状態やサービス提供状況、施設での具体的な対応等について、家族に適時 適切に情報提供と懇切丁寧な説明を行い、双方が情報を共有し納得してサービスを提供・利用 できるよう信頼関係の構築に努めること。

なお、当該利用者家族に対し、費用請求までの経過等及び今後の取り扱いについて、懇切丁寧な説明や契約に基づいた誠実な対応を行うこと。

(2) 記録の整備

今回問題とされた修繕等の費用負担に係る請求業務等について、適切な手順書等を作成するとともに、説明内容の記録を確実に残すようにすること。

- (3) サービスの質の向上
- ①利用者への援助、家族への説明等が適切に行われるよう、管理者等が個々の業務を常に把握し、 随時ケース検討等を行いながら組織として的確なサービス提供が行えるよう、業務管理体制 を再点検し改善すること。
- ②今後、専門的な施設としての機能を発揮し高めていけるよう、職員の研修プログラムの充実、 有識者等を招いたケース検討など、具体的な方策を講ずること。